

知財法務の勘所Q & A（第94回）

「リヤド意匠法条約」の概要

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

弁護士 清水 亘

弁理士 鈴木 崇大

弁理士 木下 恵理子

2024年11月11日から11月22日にかけて、サウジアラビアのリヤドにおいて、世界知的所有権機関（WIPO）の加盟国間で外交会議が開催され、「リヤド意匠法条約（RIYADH DESIGN LAW TREATY）」が採択されました（以下、「意匠法条約」といいます。）¹。意匠に関する国際条約が成立するのは、1999年のハーグ協定ジュネーブ改正協定以来です。本稿では、各国の意匠実務に影響を及ぼすと見込まれる同条約について、その概要をご紹介します。

Q1 「意匠法条約」はどのような条約ですか？

A1 意匠法条約については、各国／地域で異なる意匠に係る国内手続を調和・簡素化し、出願人の負担軽減を図ることを目的として、2005年以降、WIPO「商標法、意匠法及び地理的表示に関する常設委員会（SCT）」において検討が行われてきました。特許及び商標については、既に同趣旨の条約がそれぞれ2000年（特許法条約（PLT））及び2006年（商標法に関するシンガポール条約（STLT））に採択にされていましたが、意匠についても2024年11月22日によりやく意匠条約（DLT）が採択されるに至りました。なお、本稿で言及している条文は、特に法令名等を明示するものを除き、すべて意匠法条約の条文です。

Q2 条約はいつ発効しますか？

A2 意匠法条約は、WIPO加盟国のうち15の国又は当該加盟国を構成国とする政府間機関が批准書又は加入書を寄託した後3か月で発効します（第30条第2項）。

¹ <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wipo/riyadh-design-law-treaty.html>